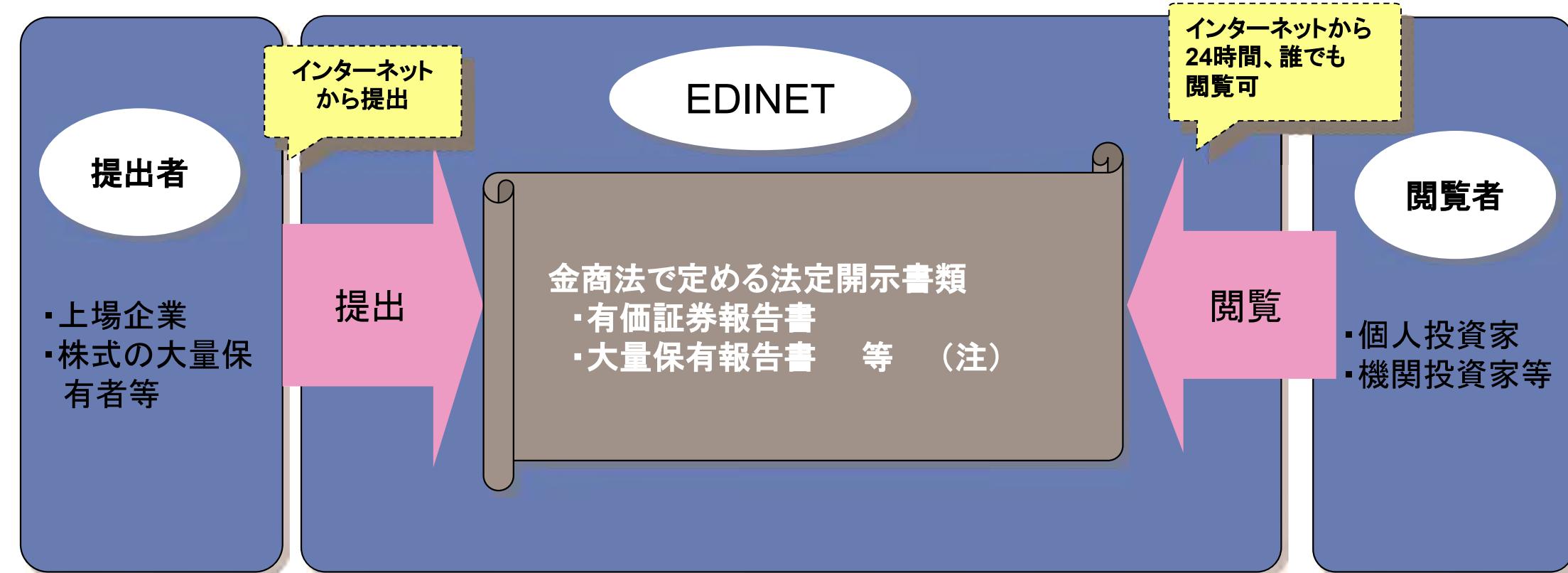


EDINETの概要

EDINET: Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略

(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等に対する電子開示システム)



(注) 財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語である XBRL (eXtensible Business Reporting Language) を採用している。データにタグ付けすることにより財務情報等の検索・分析・機械判読が可能となっている。

電子署名等の省略が認められている申請等

- e-Taxを使用して源泉所得税の徴収高計算書に係る申請等を行う者(平成19年1月から)
- 税理士等が委嘱を受けて税務書類を作成し、委嘱者に代わってe-Taxを使用して申請等を行う場合のその委嘱者(平成19年1月から)
- 税務署長が提供する電子計算機等を使用してe-Taxにより申請等を行う者(平成19年分確定申告から)
- e-Taxを使用して電子申請等証明書の請求を行う者(平成20年1月から)
- e-Taxを使用して納税証明書の請求を行い、その納税証明書を税務署窓口で書面により交付を受けようとする者(平成25年10月から)
- 市町村長が提供する電子計算機等を使用してe-Taxにより申請等を行う者(平成28年分確定申告から)
- e-Taxの利用開始届出書の提出時に、厳格な本人確認を実施した後に通知したID及びパスワードを入力して申請等を行う者(平成31年1月実施予定)

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率100%

大法人の法人税・消費税の電子申告の義務化については、平成29年度に検討を開始し、早期に結論を得る。その際、大法人の対象範囲について法人税法上の区分を踏まえて検討するとともに、デジタルファースト原則の下で原則として添付書類も含めて電子申告を義務化する方向で検討する。

(2) 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率85%以上。 なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-Tax）の利用率100%

中小法人の法人税・消費税のe-Taxの利用率85%以上という目標達成に向けて、下記のe-Taxの使い勝手改善等の取組を進めるとともに、税理士や未利用者への個別の利用勧奨や関係団体等を通じた利用勧奨、リーフレット等による広報・周知等、e-Taxの普及に向けた取組を一層進める。

また、中小法人の法人税・消費税のe-Taxの利用率の推移等を踏まえ、中小法人のICT環境も勘案しつつ、電子申告の義務化も含めた更なる利用率向上の方策を検討する。

認証手続

申告・申請手続
(データ作成 → 電子署名・送信)

納付手続

関係情報の閲覧

e-Tax受付時間の更なる拡大【30年度実施に向けて検討】

e-Taxの受付時間について、確定申告期間の土日も含む24時間受付及び5月、8月、11月の最終土日の受付（8：30から24：00）など順次拡大を図っているところ、その後の利用状況や利用者ニーズ等を踏まえ、更なる拡大を図る。

マイナポータルからe-Taxへのシームレスな認証連携

【29年1月実施】

マイナンバーカードでマイナポータルへログインすることにより、e-Tax用のID・PWを入力することなくe-Taxへのログインを可能とする。

個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化

【31年1月実施予定】

(別途説明のとおり)

申告書等の送信容量の拡大

【30年度実施に向けて検討】

利用実態やシステムのパフォーマンスやディスク容量等の影響も考慮の上、e-Taxの1送信当たりのデータ容量を拡大する。

e-Taxソフトにおける財務諸表の勘定科目設定機能の実装【30年度実施に向けて検討】

e-Taxソフトについて、企業の簡易な操作（国税庁指定の約1,600の勘定科目に関連付け）により、企業が利用している勘定科目名の設定を可能とする。

e-Tax利用による手続簡素化

【31年度実施に向けて検討】

法人番号の入力により法人名称等の情報を自動反映する機能を実装するなど、e-Taxを利用する事業者の負担感軽減策を検討する。

法人納税者のe-Tax利用の電子署名の簡便化

【制度改正を含め検討】

法人納税者がe-Taxを利用して申告手続を行う際の電子署名の簡便化策について検討する。

ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録【30年1月実施予定】**ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充**

【制度改正を含め検討】

ダイレクト納付において、予納を定期に均等額で行うことや任意のタイミングで行うことを可能とする。

法人納税者のe-Taxメッセージボックスの閲覧方法の改善【30年度実施に向けて検討】

e-Taxのメッセージボックスについて、部署単位で情報を管理できるよう閲覧方法の改善を行う。

マイナポータルの「お知らせ」機能の活用

【31年1月以降順次実施に向けて検討】

e-Taxのメッセージボックスに格納している情報等の情報をマイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、他の行政機関の情報と併せて一元的な閲覧を可能とする。

電子インボイスの取扱いについて

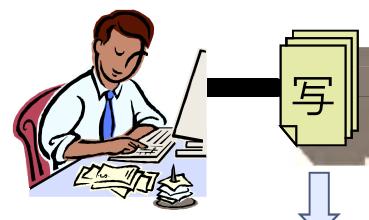
○ 消費税法（昭和63年法律第108号）

（適格請求書発行事業者の義務）

第57条の4

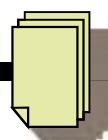
5 適格請求書発行事業者は、あらかじめ、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者又は売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者の承諾を得て、適格請求書又は適格返還請求書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録…(略)…を提供することができる。この場合において、当該電磁的記録として提供した事項に誤りがあった場合には、前項の規定を準用する。

【交付側】



交付した適格請求書の写しを保存

【受領側】



電子化(スキャン)



タイム
スタンプ等

税務署長の承認が必要

書面で保存(原則)



PC・サーバーに保存

電子帳簿保存法に基づく保存

適格請求書等(紙)の交付

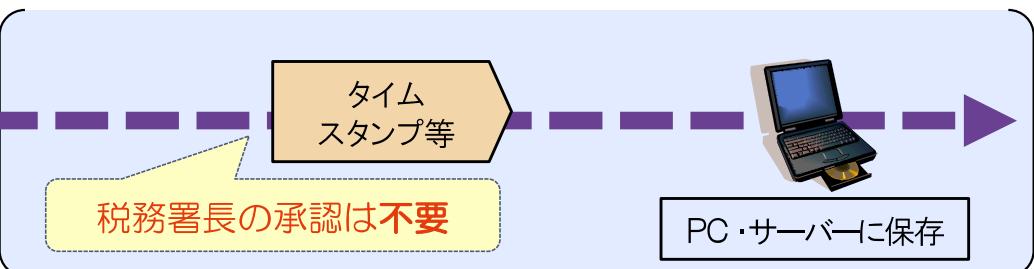


受領側の承諾が必要

提供した電磁的記録を保存

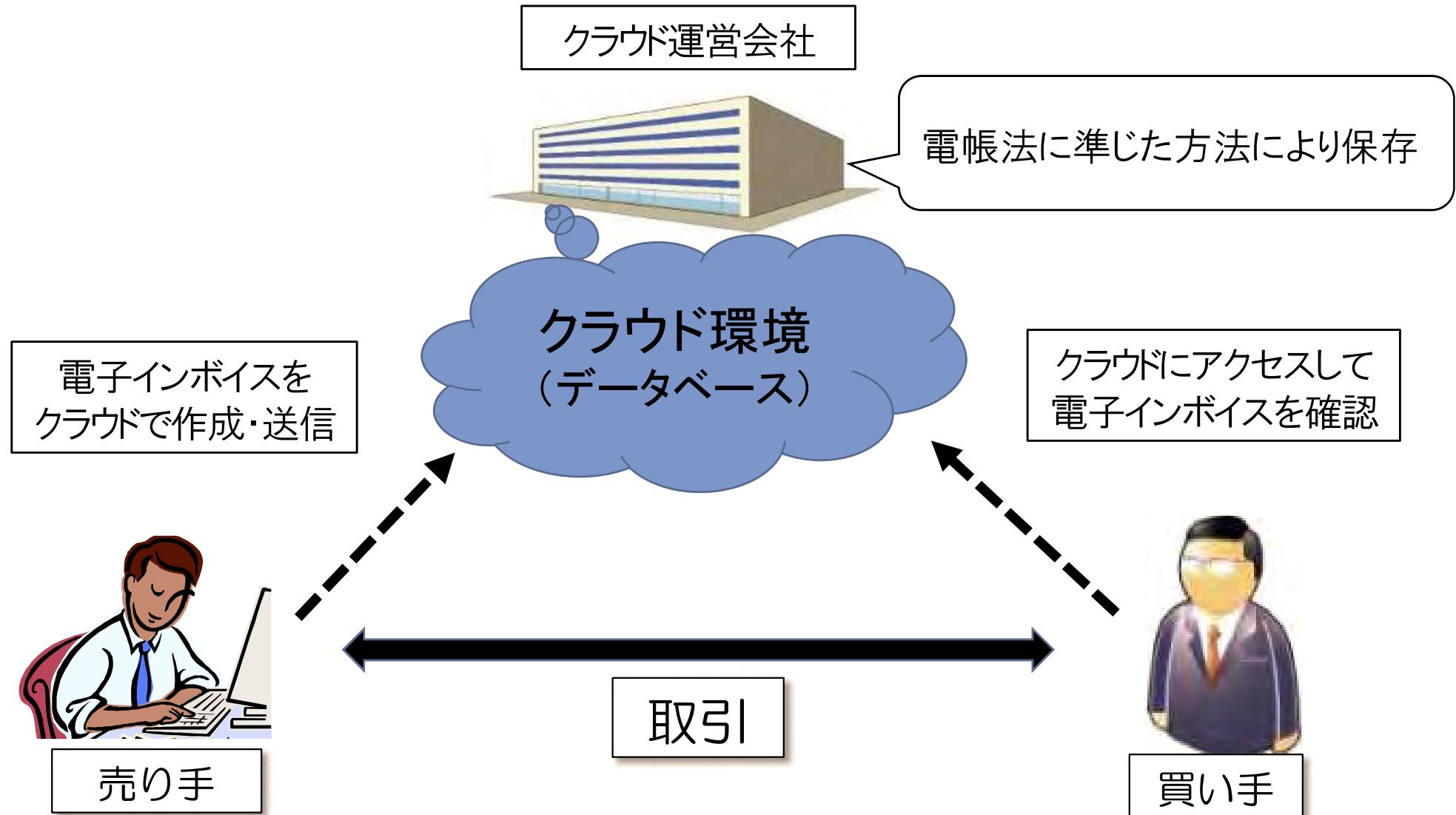
提供方法は、いわゆるEDI取引、電子メールによる送付(添付ファイル含む)、Webサイトを通じての情報の授受等がある(電帳法取扱通達2-3より)。

電子インボイスの提供



電子帳簿保存法に準じた方法による保存

クラウドで作成・保存した電子インボイスについて



クラウド運営会社が電帳法に準じた方法により電子インボイスを保存している場合、「買い手」は、仕入税額控除を行うことができる(インボイス保存要件の充足)。